

令和 4 年 4 月 8 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01227

研究課題名(和文) グローバル行政法の理論構築 Brexitを契機としたEU・イギリスの規制法変化

研究課題名(英文) Theorising Global Administrative Law

研究代表者

中村 民雄 (Nakamura, Tamio)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：90237412

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：「グローバル行政法」は、国家以外の様々の形態の組織(国際組織、半官半民組織、純粋の民間主体など)が現代のグローバル経済市場に対する規制活動をしていることに着目し、公的目的の規制活動に従事する機能の点で共通と捉え、そうした非国家組織は透明性・参加・理由付き決定・審査といった公法的基準を満たすのが標準形と議論する。しかし本研究では、この議論は純粋の民間主体には不相当であることを温暖化防止目的の越境的私的主体の自主規制制度の事例研究を通して示し、むしろ私的主体は、公共的目的を柔軟かつ創意工夫をもって自発的に実施する国際公共事務の「事務管理」者(民法697条)と見るほうが妥当との結論を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

地球温暖化防止目的のパリ協定の国内実施において、越境的な私的団体の運営する温室効果ガス削減の取組みの認証制度のうち、公的な視点からみても適正と判断できるものを選別する法的な分析枠組みを提示する研究。

研究成果の概要(英文)："Global Administrative Law" approach requires those transnational private regulatory bodies to abide by a set of standards of transparency, participation, reasoned decisions, and review system. However, the approach does not explain why some such bodies need to fulfil all the requirements while the others not all of them. Nor the approach pay sufficient attention to varieties of creative private regulatory originality. Based on some specific case studies on climate change related private certification bodies, the present study comes to a tentative conclusion that those transnational private regulatory bodies that seek to carry out internationally-agreed public objectives should better be treated as "voluntary agencies of public affairs" which could be a new variation of a "voluntary agency of necessity" commonly adopted in Civil Codes in civil law countries, including Japan (Japanese Civil Code Art. 697).

研究分野：比較法

キーワード：自主規制 地球温暖化 認証制度 グローバル行政法 Brexit

## 1. 研究開始当初の背景

2016年の国民投票でEU脱退を決定したイギリスの脱退前と脱退後の法の変化を通して、越境的な広がりをもつグローバル次元の共通問題についての法的対応のあり方をさぐるという大きな目的から研究を始めた。Brexitの前後のイギリスは、EUというマクロ地域機構の一部としてあった姿と、それがなくなった独立の一国としての姿との両方を示すから、EU脱退により大きく法が変わり、かつグローバル次元の共通問題とも関係が深い法的論点を特定して、脱退前後および当該論点間で比較することで、グローバル次元の共通問題への法的対応の妥当なやり方が見えるのではないかと考え、研究計画をたてた。

## 2. 研究の目的

この研究はイギリスのEU脱退(Brexit)の前後を比較し、イギリスとEUの各法制が、越境的な広がりを持つ共通の問題についてグローバル次元でいかなる法を形成するかを観察することを通して、グローバル行政法の基礎理論を考えようとする。

## 3. 研究の方法

具体的検討点として、(a)気候変動、(b)食品安全、(c)金融サービスの規制に関してBrexitがイギリスにもたらす法と制度対応の変化について検証し、マクロ地域機構EUの介在の有無とグローバル行政法構想の関係を考えるものと当初は計画した。(a)は規模の経済を生かすEUを失うイギリスの対応が、(b)は遺伝子組換え食品の予防原則による安全規制をめぐる米国とEUが対立する中で今後のイギリスの対応が、(c)は金融サービス大国イギリスを失うEUとイギリスの世界市場対応が問題となる。これらの事例研究から、マクロ地域機構の介在の有無がグローバル規模の規制法と制度の正統性を高めるものか否かを考察する。その正統性も内容が問題であり、規制の結果的合理性と効率性だけでなく、民主的統制の可能性など他の根拠がありうるかを考察する、という予定であった。

実際には、Brexitが2020年12月(脱退経過期間終了)まで生じなかったため、本研究期間を通して、(1)BrexitでのEU内から外へと移行する過程を統御するイギリスとEUの双方の基本的法(脱退協定、脱退協定実施法、英EU通商協力協定)を把握しつつ、それらの法に現れた本研究に関係する論点での法の変化を整理した。(2)研究期間の最後2年間は、並行して、より大きなグローバル次元の共通問題への法的対応のあり方を考える素材として「グローバル行政法」理論の意義と問題点の検討をした。

## 4. 研究成果

(1)については、Brexit交渉と実行が進むのとはほぼ同時並行的に、英国EU間の脱退協定、英国の当該協定国内実施法、そして英国EU間の脱退後の将来関係をつかさどる中心となる英国EU通商協力協定、その英国内実施法について、要約し分析する論稿を複数発表した。最も特徴的なことは、環境政策についてEUは英国に下方修正禁止を求めた点である。これはEU法の既存の水準よりも低い水準への法改正をしない約束を英国にさせたということであり、気候変動についても、イギリスはBrexit後、独自の制度を運用することにしたが、EUの気候変動対応措置よりも厳しい内容で維持している。他方、遺伝子組換えについては具体的な規定が脱退プロセスにおいては現れなかった。金融サービスについても同様である。ゆえに本研究の期間内には当初計画予定の食品安全・金融サービスの論点については、具体的な調査ができないままであった。しかし気候変動については枠組み的な立場は示されたため、温暖化防止(気候変動)措置についての越境的民間自主規制の事例研究へと最後の2年間は研究対象をシフトし、次の(2)の点を深く研究することに移行した。

(2)については、まずグローバル行政法論をイギリス、EUの行政法と比較しながら論じたPaul Craigの著書を翻訳した(2020年に訳了。出版の用途はたっていない)。これを通してグローバル行政法論の骨子を正確に理解することに努めた。そのうえで、その議論が曖昧に残したままにしている点を特定した。それは越境的私的主体による公共目的の自主規制の法的位置づけである(公法として位置づけるか、私法か)。そこで、最終年度に、地球温暖化(気候変動)防止の越境的な民間自主規制制度について事例研究を行い、それを通してグローバル行政法アプローチの限界を認識するに至った。グローバル行政法の公法的アプローチでは、私的主体に対し

ても、「透明性」「参加」「理由付き決定」「審査」といった公法的規律を要求するが、私的主体は営利的に公共目的実現の自主規制制度を設立することもあり、その場合、「参加」を一律に求めるのは私的団体の自治を害する。国家の関与がない私的主体の公共目的の多種多様な自主規制を画一的な公法原則で規律することは、むしろ民間の自治と創意工夫を減殺する結果になりうるため適切ではない。そこで代案として、試論ながら、地球温暖化防止のような国際社会に明確な合意がある公共目的の実現のための越境的私的主体の自主規制については、各国政府との関係で、その主体が国際公共「事務管理」者(民法 697 条以下)と類推して構成でき、そのほうが、事務の性質において国際条約に示された公法的原則の遵守も要請できるため民間の多種多様な工夫を柔軟に国内公法とも接続でき、かつ、画一的ではなく個々の事象ごとに異なる公法原則をも取り込むことができ、より妥当であるという結論をえた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 中村民雄	4. 巻 97
2. 論文標題 Brexitプロセス（2019-21）における英国の国家主権・国会主権・人民主権	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 51, 117
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中村民雄	4. 巻 55
2. 論文標題 EU・英国通商協力協定の特徴と運用耐久性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 1, 40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中村民雄	4. 巻 40
2. 論文標題 変貌する時代のEU 統合の新たな探求	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本EU学会年報	6. 最初と最後の頁 1, 18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村民雄	4. 巻 53
2. 論文標題 ウェールズの将来世代コミッショナー 概要と活動成果	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 113, 127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中村民雄	4. 巻 95
2. 論文標題 英国の国家主権・国会主権・人民主権とEU Brexitが露呈した不文憲法体制の混迷	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 51, 123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中村民雄	4. 巻 27
2. 論文標題 Brexitと英EU通商交渉の行方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 54-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計3件(うち招待講演 3件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 中村民雄
2. 発表標題 日欧戦略的パートナーシップ協定(SPA)の法的意義
3. 学会等名 日本EU学会(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 中村民雄
2. 発表標題 英国の国家主権・国会主権・人民主権とEU Brexitが露呈した不文憲法体制の混迷
3. 学会等名 日本政治学会(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中村民雄
2. 発表標題 変貌する時代の EU - 統合の新たな探求
3. 学会等名 日本EU学会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 中村 民雄	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 336
3. 書名 持続可能な世界への法	

1. 著者名 中村民雄	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 176
3. 書名 EUとは何か (第3版)	

1. 著者名 中村民雄	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 376
3. 書名 EU法基本判例集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

EU-Japan Forum 2019  
<https://www.iee-uib.eu/en/events/conferences/eu-japan-forum-2019/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 EU-Japan Forum 2019	開催年 2019年～2019年
-------------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------